

「慰霊の日」 休日廃止問題

▶ 休日廃止問題の契機

1988年、週休二日制の推進のため国の機関に土曜閉庁が導入され、それにあわせる形で地方自治法が一部改正されました。地方公共団体の休日も国と合わせるよう義務づけられたことから、1989年6月22日の沖縄県議会で、「慰霊の日」休日廃止を盛りこんだ「沖縄県の休日を定める条例」案が提出されました。西銘順治知事は「地方公共団体の機関の休日は、地方自治法第4条の規定の範囲内において条例で定めることになっているため、同法に規定する日以外の日を休日とすることはできない」と説明しました。

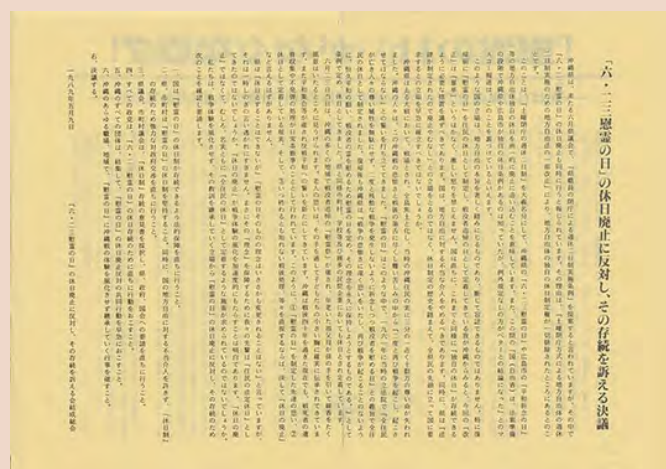
▶ 県民の反応

「慰霊の日」休日廃止案を受けて、県内では「法定休日がなくなれば、子や孫たちと一家そろって『慰霊祭』や『平和行進』に参加することも出来なくなる」、「恒久 平和を願う日として県民自らの手で設けられた大事な制度が、県の休日条例から削除されようとしていることに対し、強い憤りを覚える」など強い反発が起きました。県民の抗議運動は大きく広がり、各地でシンポジウムや集会が開かれました。

1989年7月に琉球新報社が行った世論調査でも、「慰霊の日の県職員の休日廃止条例案についてどう思うか」という質問に対して、「休日として残すべき」が63%、「県民の休日として条例を制定すべき」が19.5%と、休日存続派が全体の8割以上を占めました。この問題に対する沖縄県民の強い関心がわかります。



[新崎盛暉文庫 / 沖縄大学図書館所蔵]
「沖縄の休日『慰霊の日』がなくなる？」
読売新聞夕刊 1989年6月30日



[新崎盛暉文庫 / 沖縄大学図書館所蔵]
『「6.23 慰霊の日」の休日廃止に反対し、その存続を訴える会決議文』 1989年5月9日

▶ 国の法律上も認められるように

「慰霊の日」休日廃止を盛り込んだ条例案は継続審議となり、以後9月議会、12月議会と持ち越されました。翌1990年3月、「慰霊の日」を休日から除外する条例案は、与野党の合意により審議未了廃案となりました。

1991年、地方自治法改正により「地方公共団体において特別な歴史的、社会的意味を有し、住民がこぞって祈念することが定着している日で、広く国民の理解が得られるようなものは、休日として定めることができる」とされました。「慰霊の日」の休日は地方自治法の上からも認められるものになりました。